

## 佐世保工業高等専門学校教育理念等に関する規則

(平成26年4月1日制定)

(教育理念)

第1条 本校の教育理念は、次のとおりとする。

準学士課程（本科）5年間に亘る一貫教育を通して、ものづくりの基盤を支える技術者に要求される基礎学力と高い専門知識を身につけ、創造性と実践力に富み、豊かな教養と人間性、国際性を備え、社会に貢献できる人材を育成する。専攻科では、他分野の専門的基礎を学ぶ融合型教育を通して、複眼的視野をもつ人材の育成を目指す。

(本科の教育目的【令和7年度以降入学者】)

第2条 本科の教育目的は、次のとおりとする。

- 一 ものづくりや創造する喜びと学ぶ楽しさを早期に知ることを通して、明確な職業意識、学習意欲を養成する。
- 二 高度科学技術の中核となって推進するための基礎知識と基礎技能、専門知識を身につけ、自ら課題を探究し、解決できる能力を養成する。
- 三 実験実習など体験学習を重視して豊かな創造性と実践力を養成する。
- 四 論理的な思考力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。
- 五 高度情報化社会に対応できるよう、全学科において情報技術を養う。
- 六 豊かな教養と倫理観を身につけ、地球的な視野で人類の幸福のために貢献できる能力を養成する。

(本科の教育目的【令和6年度入学者まで】)

第3条 本科の教育目的は、次のとおりとする。

- 一 ものづくりや創造する喜びと学ぶ楽しさを早期に知ることを通して、明確な職業意識、学習意欲を養成する。
- 二 高度科学技術の中核となって推進するための基礎知識と基礎技能、専門知識を身につけ、自ら課題を探究し、解決できる能力を養成する。
- 三 実験実習など体験学習を重視して豊かな創造性と実践力を養成する。
- 四 論理的な思考力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。
- 五 情報技術の進展に対応できるよう、全学科において情報リテラシーを養う。
- 六 豊かな教養と倫理観を身につけ、地球的な視野で人類の幸福のために貢献できる能力を養成する。

(人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的【令和7年度以降入学者】)

第4条 本校の基幹教育科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 科学に関する基礎を理解し、計算あるいは説明する力を養成する。
- 二 論理的に思考し、意見をわかりやすく日本語および英語で表現する力を養成する。
- 三 多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち、他者と協働する力を養成する。
- 四 幅広く自ら学び・考え、地域と世界の課題に対して積極的に取り組む力を養成する。
- 五 情報セキュリティの必要性を認識したうえで、様々なデータを処理・分析する力を養成する。

第5条 本校の機械制御工学科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・理論を利用し、課題解決する力を養成する。
- 二 産業技術の基礎となるメカニクスおよびプラントエンジニアリングやロボティクスに関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第6条 本校の電気電子工学科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 社会基盤技術を支えるエネルギー、半導体および情報通信に関連する知識・理論を利用し、課題解決する力を養成する。
- 二 社会基盤技術を支えるエネルギー、半導体および情報通信に関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第7条 本校の情報知能工学科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を利用し、課題解決する力を養成する。
- 二 豊かな社会を創出する AI・情報システムおよびデジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

第8条 本校の化学・生物工学科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・理論を利用し、課題解決する力を養成する。
- 二 生活を豊かにする物質をうみだす応用化学およびバイオテクノロジーに関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組む力を養成する。

(人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的【令和6年度入学者まで】)

第9条 本校の基幹教育科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 人文・社会・保健体育系科目では、心身ともに豊かな人間性と倫理観を養成する。
- 二 理数系科目では、実験・実習の体験的学習を重視し、理論と実践に導かれた創造性と実践力を養成する。
- 三 国語・英語系科目では、国際的に活躍できる技術者としてのコミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上を図り人間力を養成する。
- 四 専門科目との連携を図り、専門科目学習につなげるための基礎学力・応用力を養成する。

第10条 本校の機械工学科の人材の養成に関する目的、その他教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 材料力学・機械力学・熱力学・流体力学という4つの力学科目の習得を通して、機械工学系技術者としての基礎能力を養成する。
- 二 機械工作、機械材料、機構、設計などのものづくり技術関連分野に加え、制御工学や電気・電子工学分野などのメカトロニクス技術関連分野の習得により、機械装置・機械システムの設計開発能力を養成する。

三 ものづくりの基盤となる機械製図や機械工作実習，機械工学実験を通して実践力を育み，卒業研究では自学自習能力の向上とともに，総合的な課題解決能力および技術開発能力を養成する。

第11条 本校の電気電子工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

- 一 電気回路や電磁気学などの工学系基礎科目の習得を通して，電気電子系技術者としての基礎能力を養成する。
- 二 電気工学，電子工学および情報通信工学の三分野の幅広い技術を教授し，エネルギー・エレクトロニクス・コンピュータ分野で課題を追及・解決できる能力を養成する。
- 三 電気電子情報工学実験や実習などの実践的学習を通して，計画・遂行・データ解析・工学的考察および説明能力を育み，卒業研究においては技術開発能力を養成する。

第12条 本校の電子制御工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

- 一 情報通信系，電気電子系，機械制御系の基礎科目の習得を通して，電子情報・制御系技術者としての基礎能力を養成する。
- 二 ソフトウェアや電子制御システムの理解を通じて，コンピュータや電子回路技術を応用した自動化システム・ロボットシステム・知能化システムのデザイン能力を養成する。
- 三 情報処理や工学実験などの実験実習を通して実践力を育み，卒業研究では自学自習能力の向上とともに，問題解決能力および技術開発能力を養成する。

第13条 本校の物質工学科の人材の養成に関する目的，その他教育上の目的は，次のとおりとする。

- 一 有機化学系，無機化学系，分析化学系，化学工学系および生物工学系の基礎科目の習得を通して，化学・生物系技術者としての基礎能力を養成する。
- 二 機能材料学や分子生物学などの分野の理解を通じて，化学および生物工学領域における課題探究能力を養成する。
- 三 物質化学実験により実践力を育み，卒業研究により自学自習能力の向上とともに，課題解決能力および技術開発能力を養成する。

(専攻科の教育目的)

第14条 専攻科の教育目的は，次のとおりとする。

- 一 工学の基礎および専門分野に関する知識を教授し，創造性豊かな応用力を養成する。
- 二 地球的視点でものごとを考える素養および能力と，科学技術が自然や社会に及ぼす影響を理解できる人間としての倫理観を養成する。
- 三 日本語による技術的な内容の説明・討論ができる能力と国際社会を意識した英語によるコミュニケーション基礎能力を養成する。
- 四 他の専門技術分野に関する基礎知識と最新の知識を教授し，複合化・高度化した工学分野について複眼的な課題探求能力と問題解決能力を養成する。
- 五 自主的・継続的に学習でき，協調して行動できる能力を養成する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月4日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月2日から施行する。